出所者等の更生支援への取組に対する協力・支援について

奈良県における取組

【担当省庁】法務省



- ・出所者の令和6年度の採用にあたってのご協力・ご支援に心より感謝。 ・地域再犯防止推進交付金について、本県の取組の実情に応じた交付 要件の改正に心より感謝。
- 1. 令和2年4月 「奈良県更生支援の推進に関する条例」を施行 (都道府県で初の条例)

■ 条例の概要

【目 的】

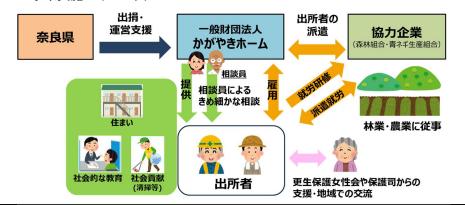
国の司法行政と地域の福祉を繋ぐ役割を県が自ら担い、罪に問われた者等が差別されることなく、誰もが地域の一員として包摂される社会を実現

【具体的施策(第13条)】

- (1) 基本的施策の実施のため、法人(財団)を設立し、出所者を財団が直接雇用し、更生支援事業を行う
- (2) 雇用した者が企業等に就職した後、離職した場合においても、当該者の希望により再び支援を実施
- **令和2年7月「一般財団法人かがやきホーム」を設立(全国初の取組)**~Splendente Famiglia *NARA*~ (スプレンデンテ ファミーリア ナラ)

2. 一般財団法人かがやきホームでの取組

■ 事業実施スキーム図



- 令和5年度は3名の出所者が財団から自立し、新たな就労先で就労
- 法務省のご協力を得て、令和6年度は1名の出所者を雇用(累計で9名を雇用)
- 現在、出所者4名が研修員として所属
 - <u>五條市森林組合、五條市青ネギ生産組合</u>を就労の場として林業及び農業での 就労研修を実施
 - 新規採用の研修員は**保護観察所との連携**により手厚い支援体制を構築
 - 社会的な教育では矯正施設の職員、更生保護女性会等からもご尽力
 - 社会貢献活動などにより地域社会の一員としての意識をかん養
 - 地域における更生支援の理解促進等のため様々な場で財団の取組を発表













■ 今後の取組

- 財団での研修終了後の出所者の進路(就職・起業)、相談体制等の検討
- 林業、農業だけでなく、サービス業や福祉等の<mark>新たな就労の場を開拓</mark>
- 依存症などを含む個人の生活歴に応じた社会的な教育等を充実

国にお願いすること

- 出所者の採用手続へのご協力をはじめ、財団で行う職業訓練・社会的な 教育・新しい職域開拓に対する技術的支援等の継続
- 研修終了後の出所者の進路の検討・相談体制の構築において、就労支援に関する専門的見地からの助言、矯正施設や保護観察所との連携
- 〇 更生支援・再犯防止に関する取組の更なる推進のため地域再犯防止推 進交付金の増額等の財政支援の拡大

【県担当部局】 福祉医療部地域福祉課